

令和5年第9回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年9月15日(金) 午前9時30分から10時21分
2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室
3. 出席委員 (15人)

会長職務代理者	北村 勉 君	3番	稲村 健一 君
5番	高橋 克 君	6番	竹原 誠 君
7番	佐々木 一 榮 君	8番	中川原 扶貴子 君
9番	鳥谷部 甚一郎 君	10番	中里 登 君
11番	豊川 敏雄 君	12番	大沢 トモ子 君
13番	鈴木 徳治 君	14番	三浦 弘文 君
16番	柏田 雅俊 君	17番	沼沢 こえ子 君
18番	高村 國昭 君		

4. 欠席委員 会長 岩井 壽美雄 君 4番 川崎 良巳 君
15番 佐々木 喜克 君

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第11号 農地移動適正化あっせん委員の指名報告について
報告第12号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第48号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

議案第50号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

議案第51号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更)に関わる意見について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	小村 隆幸 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

事務局（小村）	<p>会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますが、本日は会長が欠席しております。</p> <p>会長代理の規定によりまして、以降の議事進行は北村職務代理者に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長（北村）	<p>ただ今から、令和5年第9回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところご参集くださいまして、厚くお礼申し上げます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。</p>
事務局（小村）	<p>本日、岩井会長、15番佐々木喜克委員から欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>4番川崎良巳委員については、連絡はありません。</p>
議長（北村）	<p>出席委員は15名となります。</p>
議長（北村）	<p>これより議事に入ります。日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（北村）	<p>それでは、8番中川原扶貴子委員と18番高村國昭委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には事務局の小村局長を指名します。</p>
議長（北村）	<p>それでは、日程第2業務報告について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（小村）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議長（北村）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（北村）	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは、以上で日程第2業務報告を終わります。</p>

議長（北村）

次に、日程第3報告第11号「農地移動適正化あっせん委員の指名報告について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤）

それでは、議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。農地移動適正化あっせん委員の指名報告について、五戸町農地移動適正化あっせん基準（昭和47年10月23日議決）8の（1）の規定に基づき、下記のとおりあっせんの申出があったので、同基準8の（7）及び同基準細則（昭和47年10月23日議決）7の規定によりあっせん委員2名を指名してあっせんに付しましたので報告いたします。

1番は、田、面積は1,756㎡です。9月5日、あっせん委員会を開催しており、あっせんは成立しております。

ご参考までに売買価格をお知らせします。1番の売買価格は、87,800円、10aあたり50,000円です。以上です。

議長（北村）

ただいまの報告第11号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（北村）

よろしいですか。
特に発言がないようですので、以上で報告第11号を終わります。

議長（北村）

次に、報告第12号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（小泉）

それでは議案書の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。今月の通知書の受理は3件です。各農地の所在及び貸付人・借受人については記載のとおりです。

1番は、畑、面積は4,980㎡。圃場が悪く作付けに適さないため解約するものです。

2番は、畑2筆、面積は合計20,087㎡。経営不振のため解約するものです。

3番は、畑、面積は3,000㎡。労働力不足による経営規模縮小のため解約するものです。以上です。

議 長（北村）	<p>ただいまの報告第 12 号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>（質問・意見なし）</p>
議 長（北村）	<p>よろしいですか。</p>
	<p>特に発言がないようですので、以上で報告第 12 号を終わります。</p>
議 長（北村）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、3 番稲村健一委員と 11 番豊川敏雄委員です。調査委員席に、ご着席ください。</p>
	<p>（調査委員席に、着席）</p>
議 長（北村）	<p>次に、日程第 4 議案第 47 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p>
	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（小泉）	<p>それでは議案書の 3 ページ議案第 47 号と、参考資料の 9 ページをご覧ください。農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。今月の許可申請は、1 議案 1 件で、売買による所有権移転に関する件です。各農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p>
	<p>1 番は、畑 2 筆、面積は合計 464 m²です。</p>
	<p>1 番は、別添調査書にありますとおり農地法第 3 条第 2 項各号に該当するものではありません。農作業の規模拡大・効率化を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないことから、許可要件を満たしていると考えます。ご参考までに売買価格をお知らせします。</p>
	<p>1 番の売買価格は、750,000 円、10 a あたり 1,616,000 円です。以上です。</p>
議 長（北村）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、稲村健一委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員（稲村）	<p>農地法第 3 条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の 3 ページ議案第 47 号と参考資料 9 ページをご覧ください。9 月 5 日に、岩井会長と豊川敏雄委員及び事務局職員 3 名で現地調査を行いました。</p>
	<p>1 番は、譲渡人と譲受人は知人で、農地を管理する人がいないため、譲渡人からの申出により、申請地隣りに住居を構えている譲受人へ農地を売買するものです。譲受人は、桃を作付けするそ</p>

	うです。以上で調査結果の報告を終わります。
議 長（北村）	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（北村）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 47 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議 長（北村）	<p>全員賛成ですので、議案第 47 号は、原案のとおり決定いたしました。</p>
議 長（北村）	<p>次に、議案第 48 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、議案書の 4 ページ、参考資料の 11 ページをご覧ください。農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。</p> <p>今月の許可申請は、1 議案 1 件です。農地の所在及び譲渡人・譲受人については記載のとおりです。</p> <p>1 番は、畑、面積は 1,565 m²。転用目的は、太陽光パネル設置です。農地区分は、第 3 種農地と判断いたします。以上です。</p>
議 長（北村）	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、稲村健一委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
調査委員（稲村）	<p>農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。議案書の 4 ページ議案第 48 号と、参考資料の 11 ページをご覧ください。3 条申請と同じく、9 月 5 日に現地調査を行いました。</p> <p>1 番は、譲受人が譲渡人から売買により申請地を取得し、太陽光パネルを設置する計画です。周囲は、北側と東側は畑、西側と南側は宅地となっております。汚水等は発生せず、雨水は暗渠によって処理するため、周囲に影響が無いことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。</p>

議 長（北村）	<p>ありがとうございました。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
16 番（柏田）	<p>太陽光パネルのことなのですが、農地に太陽光パネルを設置する場合に許可要件として、下に作付けしなければならないのか。作付けする種類は。</p>
事務局（大澤）	<p>柏田委員が言っているのは営農型のことであり、今回は太陽光パネルを設置するだけなので、下に作物はしません。</p>
16 番（柏田）	<p>普通の農地にも太陽光パネルを設置できるのか。</p>
事務局（小泉）	<p>申請の農地は第3種農地で周りに山林もあり、条件を満たしておりますので設置できます。 営農型は第1種農地でも条件次第で設置できます。下に米やぶどう、かぼちゃなど作付けしながら農業することや他にも様々な条件があります。 第1種農地に通常の太陽光パネルを設置することはできません。</p>
16 番（柏田）	<p>第2種農地についてはどうなのか。</p>
事務局（小泉）	<p>第2種農地については、場所や周りの農地の状態によります。様々な条件があるので、必ず許可になるとは限りません。</p>
議 長（北村）	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議 長（北村）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第48号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
調査委員（北村）	<p>全員賛成ですので、議案第48号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。 調査委員の方々、ありがとうございました。 指定席にお戻りください。</p> <p>（調査委員 指定席に戻る）</p>
議 長（北村）	<p>次に、議案第49号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地</p>

利用集積計画の承認について」を議題とします。

議長（北村）

それでは事務局より説明をお願いします。

事務局（大澤）

それでは議案書の5ページ、議案第49号をご覧ください。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。

五戸町長より令和5年8月25日付け五農林第152号で農用地利用集積計画の決定を求められています。1議案21件で、合計面積は103,012㎡です。議案中の賃借料でカッコ書きの数字は年額です。

1番は、利用権設定による貸借です。2番は、報告11号で説明しましたあっせん成立による所有権移転です。3-1番から8番は、農地中間管理事業を利用した一括方式による貸借です。各農地の所在及び譲渡人と利用権を設定する者・譲受人と利用権の設定を受ける者については記載のとおりです。

1番は、畑、面積は3,206㎡。10年の使用貸借です。ゴボウを作付けする予定です。

2番は、田、面積は1,756㎡。売買価格は87,800円、10aあたり50,000円です。水稻を作付けする予定です。

3-1番は、田、面積は1,577㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり5,000円。年7,800円です。水稻を作付けする予定です。

3-2番は、田、面積は2,081㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり5,000円。年10,400円です。水稻を作付けする予定です。

3-3番は、田、面積は2,548㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり5,000円。年12,700円です。水稻を作付けする予定です。

3-4番は、田、計7筆、面積は合計10,238㎡。10年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり5,000円、年50,800円です。水稻を作付けする予定です。

3-5番は、田、面積は2,423㎡。5年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり5,000円、年12,100円です。水稻を作付けする予定です。

3-6番は、田、計2筆、面積は合計4,433㎡。1年の賃貸借で、賃借料は、10aあたり5,000円、年22,100円です。水稻を作付けする予定です。

3-7番は、田、計3筆、面積は合計13,045㎡。10年の賃貸借

で、賃借料は、10 a あたり 6,000 円、年 78,100 円です。水稻を作付けする予定です。

3-8 番は、田、計 2 筆、面積は合計 5,508 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 27,400 円です。水稻を作付けする予定です。

3-9 番は、田、面積は 4,264 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 21,300 円です。水稻を作付けする予定です。

4-1 番は、田、面積は 4,215 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 8,000 円、年 33,700 円です。飼料米を作付けする予定です。

4-2 番は、田、計 7 筆、面積は合計 15,178 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 75,400 円です。飼料米を作付けする予定です。

4-3 番は、田、面積は 2,846 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 14,200 円です。飼料米を作付けする予定です。

4-4 番は、田、計 2 筆、面積は合計 1,422 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 7,000 円です。飼料米を作付けする予定です。

4-5 番は、田、計 3 筆、面積は合計 4,312 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 5,000 円、年 21,500 円です。飼料米を作付けする予定です。

5-1 番は、田、計 6 筆、面積は合計 11,819 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 2,800 円、年 32,800 円です。水稻を作付けする予定です。

5-2 番は、田、面積は 3,314 m²。10 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 4,800 円、年 16,000 円です。水稻を作付けする予定です。

6 番は、畑、面積は 5,315 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,500 円、年 40,000 円です。ニンニクを作付けする予定です。

7 番は、畑、面積は 2,542 m²。5 年の賃貸借で、賃借料は、10 a あたり 7,500 円、年 19,100 円です。ニンニクを作付けする予定です。

8 番は、田、面積は 970 m²。5 年の使用貸借です。水稻を作付けする予定です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長（北村）

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

	(質問・意見なし)
議長 (北村)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 49 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長 (北村)	全員賛成ですので、議案第 49 号は、原案のとおり決定しました。
議長 (北村)	次に、議案第 50 号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (小泉)	議案書の 14 ページ議案第 50 号と参考資料の 36 ページをご覧ください。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、でございます。 1 番の田について、令和 5 年 8 月 9 日に所有者から申出があり、10 年位前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。 令和 5 年 9 月 5 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。1 筆、2,532 ㎡です。説明は以上です。
議長 (北村)	これより質疑に入ります。質疑ありませんか。
	(質問・意見なし)
議長 (北村)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 50 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長 (北村)	全員賛成ですので、議案第 50 号は、非農地と判断することに決定しました。
議長 (北村)	次に、議案第 51 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(変更)に関わる意見について」を議題とします。

	議案第 51 号の説明については農林課担当清水農林畜産班長より、議案の朗読と説明をお願いします。
農林課（清水）	〔議案の朗読及び説明〕
議 長（北村）	ここで暫時休憩します。 （休憩）
議 長（北村）	休憩前に引き続き会議を開きます。 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。 （質問・意見なし）
議 長（北村）	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 51 号について、同意することに賛成の方は挙手をお願いします。 （全員挙手）
議 長（北村）	全員賛成ですので、議案第 51 号はこれに同意することに決定いたしました。
議 長（北村）	以上で、本日の日程はすべて終了しました。 これをもって、令和 5 年第 9 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和5年第9回五戸町農業委員会総会催日時 令和5年9月15日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員